

東京局間連第 4-62 号  
令和 4 年 9 月 29 日

間税会会長 殿

東京国税局間税会連合会  
会長 片岡 直公



## インボイス制度の準備に係る周知広報や 早期登録申請に関する協力依頼

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当連合会の運営につきまして、ご理解とご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、インボイス制度については、来年 10 月 1 日から開始されることを踏まえ、東京国税局消費税課長から東京局間連会長宛てに別添のとおり協力依頼がありました。

付きましては、次に記載する協力依頼事項等について、貴会の広報誌などで紹介するなど、会員の皆様に周知して頂きまして協力が得られるようご尽力をお願い申し上げます。

### (協力依頼事項等)

- 1 来年 10 月 1 日からインボイスを発行するためには、原則として来年 3 月 31 日までに登録申請を行う必要があること
- 2 インボイスの登録申請を行うことを予定している事業者の方々においては、年末までに申請手続きをされることをお勧めしていること
- 3 取引先との準備手続等を解説した動画を紹介したリーフレット(別添 1)を作成したこと
- 4 取引先とインボイスに関する準備相談をされる際に使用可能なリーフレット(課税事業者用/別添 2、免税事業者用/別添 3、個人事業者用/別添 4)を作成したこと

令和4年9月26日

東京国税局間税会連合会  
会長 片岡 直公 殿

東京国税局  
消費税課長 田中 健二

## インボイス制度の準備に係る周知広報や早期登録申請に関する協力依頼

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、貴会におかれましては、インボイス制度に係る事業者の登録申請手続や、各種説明会（オンライン説明会を含む）の開催等に関し、貴会会員の皆様への周知広報に御協力いただきありがとうございます。

さて、インボイス制度は令和5年10月1日から開始しますが、制度開始からインボイスを発行するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。

原則的な登録申請の期限までは残り約半年と考えている方もいるのではないかと思います。年明け以降は、税務当局も税理士の方も確定申告により繁忙期を迎えることになり、また、多くの事業者の方におかれては、年末年始は年末調整事務を含め多忙な時期となることを踏まえ、インボイスの登録申請を行うことを予定している事業者の方々においては、年末までに申請手続をされることをお勧めしているところです。

また、インボイスの登録申請は、インボイス準備の「第一歩」であり、登録後において、取引先との間にてインボイス発行・受領に関する準備に向けた相談を進めていく必要があるため、取引先の準備の状況を知りたいと考えている事業者の方も多いのではないかと思います。

この度、インボイス制度開始に向けた準備を進めるに際し、取引先との準備手続等を解説した動画を作成し、その動画を紹介したリーフレット（下記①）や、会員の皆様が取引先とインボイスに関する準備相談をされる際に使っていただくことも可能なリーフレット（下記②ないし④）を作成しましたので、貴会の広報誌などで御紹介いただくなど、貴会の会員の皆様にも御案内していただきますようお願い申し上げます。

（※）登録申請及び登録通知の受領に関しては、引き続き、e-Taxの御利用をお願いします。

### 記

- ① 「法人事業者の皆様へ（新たな動画（インボイス制度関係）を作成）」（別添1）  
※ インボイス制度の準備手続（買手と売手それぞれの立場）とその留意点（独禁法や下請法に抵触する具体例など）を解説した動画を紹介したリーフレット
- ② 「課税事業者の皆様（インボイス制度開始に向けた準備はお済みですか）」（別添2）
- ③ 「免税事業者の皆様（インボイス制度は免税事業者も関係します）」（別添3）  
※ 課税事業者・免税事業者別にインボイス制度の開始に向けた検討や準備に必要な内容をコンパクトにまとめたリーフレット
- ④ 「個人事業者の皆様へ インボイス制度をご存知ですか？」（別添4）  
※ 個人事業者の方がインボイス制度の開始に向けた準備を進めるに際し確認すべき内容等を記載したリーフレット